



発行所
公益社団法人 国民文化研究会
(九州←東京←全国)
東京都渋谷区東1-13-1-402
振替 00170-1-60507
電話 03-5468-6230
FAX 03-5468-1470
http://www.kokubunken.or.jp/
E-mail: info@kokubunken.or.jp
月刊「国民同胞」編集部
毎月一回10日発行
購読料 年間2000円

日本文明存続の岐路・「皇位継承問題」

―新政権の発足に際して、改めて訴ふ―

大岡 弘

我が国では、平成十六年の年末以来二十年にわたって、最重要の課題として「皇位継承問題」が論議されてきた。しかし未だ決着がつかず、皇室におかれては御心痛如何ばかりかと拝察申し上げる次第である。

激動する国際情勢のもと、我が国は、中・露・朝・イラン連合の脅威を前にして、自前の核抑止力も持たず、為す術も無き有様である。さらに、我が国民の「国を守る」ことに対する意識の低さは、他の諸国に比べて実に嘆かましい状況にある。

「国を守る」といふことは、国土を守ることだけではなく、この国土で先人達が長きにわたって育み築いてきた国家の文化伝統を守るというふことでもある。戦後約八十年、GHQ(連合国軍最高司

令部)による日本解体の占領政策等によって、天皇制度の弱体化を始めたとして、日本国民の民族意識と文化伝統を打ち砕くため、教育の場では、国家意識の欠如した個人主義や自由主義が持ち込まれ教へられてきた。その結果、己が命を賭してでも国を守らうとする意志、すなはち、祖国愛により己が心に悠然と湧き起る「人間普遍的徳」に基づく自己決定の意志さへも、我が国では失はれてしまったと慨嘆される現状である。

今、危機を目前に想起すべきは、二十有余年、日本民族の国家の根幹を支へてきた皇室の御存在である。皇室のもと君民一体の強い団結力で、幾多の危機を乗り越えてきた長い歴史を想ひ起したい。

その皇室に関して目下日本の政治に求められてゐることは、男子

皇族数の減少に対して適切な方策を打ち出し、それを最適の決定に着地させることである。

令和六年二月、八木秀次麗澤大学教授は、政府有識者会議が『報告』(令和三年十二月付)で示した方策内容を速やかに承認するやう求め、さらに、その立法化の手段を議論するやう呼びかけて、八木氏自身の意見を開陳された(「安定的な皇位継承の確保策を急げ」、『日本の息吹』令和六年二月号)。筆者は、ほぼ八木説に賛同する。

さて、政府有識者会議の『報告』に示された方策で、当面議論となるものは以下の二方策である。
方策①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること。
方策②皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること。

現時点では、方策②によって出来る限り沢山の男子皇族を得ることが、当面の課題となる。

一方、万一、方策①が「適切な条件なしに」実現してしまふと、将来「女系」の皇族が出現する可能性が生じる。故に筆者は、方策①は本来あつてはならない策と考へてゐる(拙著『国の形と皇室制度』令和五年、を参照せられたい)。

八木氏は左を提案されてゐる。
(方策①の)立法化は皇族女子が皇族以外の者と結婚する場合は皇族の身分を離れるとする皇室典範十二条の原則は維持しながら、現在の内親王・女王に限って例外的に皇族の身分の保持を可能にする特例法が妥当だらう。

前述の『報告』では、現在の内親王・女王に限っては、婚姻後に皇族の身分を保持するか否かは各自の選択に任されてゐる。現在の女性皇族方が総て「婚姻後は皇族の身分を離れる」と判断なされれば、方策①は実施されない。一方、女性皇族が「婚姻後も皇族の身分を保持する」場合は、「配偶者と子は皇族としない」ことが、必要絶対条件として要請される。

皇室内の皇族に一般男性の血が混ることになれば、長き歴史を通じて男系皇胤が保有してこられた民族宗教上の尊貴な神聖さは瞬時に失はれ、皇室の存在意義も失はれる運命に陥らう。世界に比類なき我が「日本文明」の存続が岐路に立つ現在、女性皇族方と政治家諸氏には、「皇室の伝統」に対して「畏敬の心をもって応じていただかねば」との思ひ、頻りである。

(元新潟工科大学教授)